



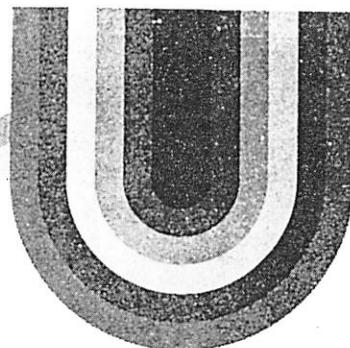
号外 德地町報

1972. 8/18

発行者 德 地 町 長

編集者 德 地 町 企画室

印刷所 今 澄 印 刷 所



山口県知事選挙

8月27日

山口県明るく正しい選挙推進協議会 山口県選挙管理委員会

八月二十七日

## 山口県知事選挙

### 一人もれなく総参加を

町民のみなさん、八月二十七日

は「山口県知事選挙」の日です。

競後、中央地方を通じて巡回となく選挙が行なわれ、また近年では明るく正しい選挙運動が国民的高まりで推進されています。

しかし、一人、一人の有権者が

ほんとうに選挙の意義と責任を自覚して、投票をしているのかどうか、それぞれの胸の内でじっくり考えて、よく反省してみると必要はないものでしようか。

#### 選挙の責任は

自分自身にある

よいわることですが、選挙は選挙する側のものではなく

あくまでも人選挙する側の責任

に帰るもので、なければなりません。

さん。

この意味は、主権在民の日本国憲法の精神に合致しており、むしろ当然のことではないでしょうか。

ですから、まずはいつなご

がらとして

投票所に行つて自分自身で、何ものにも邪魔や強制されない、自分の思う候補者に投票するなどいふことがいちばんたいせつなことがあります。政治に参与する機会を、自分で放棄することになります。

◎ 近ごろ「政治」とか「選挙」、「

どちらのものについて、私たちの考え方、見方が変わってきて、政治とおなじことは、「選挙」という言葉を通じて、直結されてい

るといふことを、広く認識されてきました。されば、上は國の政治から市町村の政治に至るまで市町村の政治の系でつながりついで直接私たちのおなじ所へ行つていて、選挙を行ないますといふ関連があることが認識されるようになつてしましました。

そこで、あなたもわたしも今まで考へて、これが政治をしてもららる代價を選ぶために必要なものですから……

このように考へてまいりますと、私たちは、いかがえれば、私たち一人一人の「投票の行使」ということは、非常に大きなだ……という真剣な気持ちをもつて、私一人ぐらい棄権しても大した影響はないだらうなどと考えないで投票に参加することがいたせつです。

選挙当日は、投票所に行つてみんなそろって投票に参 加するなどありますまいか。これこそ、憲法で与えられた

◎ 近ごろ「政治」とか「選挙」、「

どちらのものについて、私たの

考へ方、見方が変わってきて、政

治とおなじことは、「選挙」と

うべれども通じて、直結されてい

るといふことを、広く認識されてきました。

これと同様ように、「改治がう

ましくないのは、選挙が悪い

ことです。

「火事が起るからマスクをするな」「火事を起さないために火を使わない」ということになった

私たちの生活は、だいへん困ったことになりました。

これが改治がうましくないのは、選挙が悪いからだ。

確かに現在行なわれる選挙が、かなりすまいとはいえないが、だからといって、民主政の基礎となる選挙を行なわなくてよいともいきません。

選挙は、私たちの生活をよりよくするために、私たちにかわって

政治をしてもららる代價を選ぶた

めに必要なものですから……

このように考へてまいりますと、私たちは、いかがえれば、私たち一人一人の「投票の行使」ということは、非常に大きなだ……という真剣な気持ちをもつて、私一人ぐらい棄権しても大した影響はないだらうなどと考えないで投票に参 加することがいたせつです。

選挙当日は、投票所に行つて

「不在者投票」がない

「火事が起るからマスクをする

な」「火事を起さないために火を使

うな」ということになつた

私たちの生活は、だいへん困ったことになりました。

これが改治がうましくないよ

うこ協力をお願ひいた

票に行かない事情のあ

るは、この制度を活用してはなりません。

「不在者投票」ができます

そこで、選挙当日投票

票に行かない場合は、その理由

を申し立て、なお「その申し立

てが眞実である」という宣誓書(印)をあわせて提出すれば不

可なりと認められます。(以前は一

定の證明書がいました)

昭和四十五年の法律改正で、以前よりも「不在者投票」がたいへんやりやすくなりま

(以前は、その市町村の区域外でなければできなかつた)

した。

そこで、選挙当日投票

票に行かない事情のあ

るは、この制度を活用してはなりません。

「不在者投票」ができます

そこで、選挙当日投票

票に行かない場合は、その理由

を申し立て、なお「その申し立

てが眞実である」という宣

誓書(印)をあわせて提出すれば不

可なりと認められます。(以前は一

一  
-423-

## 活用制度を導入する

不在者投票を  
なくする  
投票権を  
不在者投票が  
できるのは  
不在者投票が  
できるのは  
1、職務や業務のため  
投票日の当日、投票所に行けない場合

2、このほか、投票の一般的な方法や投票時間、字の書きない人のための「代理投票権」制度などは、これまでと変わっておりません。

3、このほか、投票の一般的な方法や投票時間、字の書きない人のための「代理投票権」制度などは、これまでと変わっておりません。

あなたが、政治の主人公です。  
あなたの一票は、  
あなたの主役です。  
あなたの大切に権利です。  
選んで、選挙に本をめくらしょ。



あなたが、政治の主人公です。  
あなたの一票は、  
あなたの主役です。  
あなたの大切に権利です。  
選んで、選挙に本をめくらしょ。

この一票  
わたしが政治する心

徳地町選挙管理委員会